

項番	添付書類	目的	添付書類の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を事業主が届書に記載しているとき ※3 ・ 16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合・・・預金通帳等の写し ・ 送金の場合・・・現金書留の控え(写し)		・ 16歳未満のとき ・ 16歳以上の学生るとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限る

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」。(収入には公的年金も含まれます)

・ 60歳以上の方 ・ 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額が確認できる通知書等のコピーの添付が必要です。